

説明書

(令和5年8月13日作成)

(不誠実対応⑧)

悠生君が見つかった時、約束を取り交わしていたにも関わらず、アルプスの森(施設長：宇津慎史)はこの約束を反故にした理由の一つとして、(事故とは)別の用事もある中で、夜の何時頃に吹田警察署に行けば良いか判らなかつたという説明をしている。

ここでも、悠生君の命を奪った事故に対する対応に真摯に向き合っていないことが解る。

(詳細事項)

アルプスの森(施設長：宇津慎史)からの回答書(令和5年3月16日)において以下の記載がある。

吹田警察署へ行けなかつた理由は、まず当日は別の用事もある中で、夜の何時頃に吹田警察署に行けば良いのか判らなかつたという事情があります。

(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜)

従って、アルプスの森(施設長：宇津慎史)側の言い分は以下の通りである。今回の悠生君が命を落とした事故とは関係ない別件の用事で忙しく対応できない。また、夜の何時に吹田警察署に行けばいいのかわからなかつたので、20時頃に我々遺族が、アルプスの森(施設長：宇津慎史)に電話をした時に同日の昼間に遺族とした約束を反故にした。

しかしながら、このような言い分が通ると思っていること自体が、遺族としてはアルプスの森(施設長：宇津慎史)が異常な感覚を持っていると考えている。そのように遺族側が考える理由を以下に記載した。

そもそも死亡事故を起こしアルプスの森(施設長:宇津慎史)の利用者であった悠生君を行方不明の状態に陥らせたのはあくまでもアルプスの森(施設長:宇津慎史)である。

このアルプスの森(施設長:宇津慎史)は、利用者が行方不明の状態に陥ったにも関わらず、その行方不明になった利用者の捜索を最優先としなかつた。すなわち安全対策も、利用者への事故の説明も不十分な状態にも関わらず、施設の通常運営を継続した。

このため、行方不明の事故に対応する以外にこなさなくてはならない多くの業務を抱える状態に陥っていた。従って、この回答書(令和5年3月16日付)の内容である、「当日は別の用事もある中で、」の記載は、悠生君が行方不明になったことに対する捜査活動を最優先として対応しなかつた施設側の非道徳的対応について説明しているに過ぎない。

この記載は、アルプスの森(施設長：宇津慎史)が、悠生君が行方不明の状態であったにも関わらず、施設の通常運営を継続したため、悠生君の事故に対しての対応が充分に出来なかつた

ったことによる不利益を遺族側に押し付けているものである。さらには、その状況に何の疑問もアルプスの森（施設長：宇津慎史）側は持っていない事が解る。すなわち、致命的な倫理観の欠如が、アルプスの森（施設長：宇津慎史）側の根底に存在していることを説明していると考えられる。

事実、悠生君が行方不明の時、あまりにもアルプスの森（施設長：宇津慎史）側が悠生君の捜索を真面目に行っている感じがしなかったため、当方はアルプスの森(施設長：宇津慎史)に対して、児童発達支援管理責任者（宇津雅美）が悠生君の捜索活動にちゃんと参加していなかったのではないかとこの疑問を送っている。それに対する施設側の返答は以下内容である。

宇津は、事業所でお預かりしている児童やその保護者への対応、職員に対する指示、行政への対応を行いながら、空いている時間は清水君の捜索に努めていました。その内容は、前記報告書に記載したとおりです。

（回答書（令和5年3月16日付）より一部抜）

施設側からの回答書でもわかる通り、やはりアルプスの森（施設長：宇津慎史）は悠生君が行方不明の状況に陥っているにも関わらず通常運営を続けたため、その業務を履行することに多くの負担がかかり（エフォートがとられ）、まともに捜索活動に参加してこなかったことが解る。

さらには悠生君の捜索における優先順位を低く設定していたため、あくまでも施設側としては、悠生君の捜索にあてる時間は「空いている時間」と認識していたことが解る。

また、このような回答をアルプスの森（施設長：宇津慎史）がしても、施設側がなにも問題と思っていないことから、アルプスの森（施設長：宇津慎史）には致命的な倫理観の欠如が組織の根本に根づいていると思われる。

実際、アルプスの森(施設長：宇津慎史)は、悠生君の捜索活動に積極的に取り込んで来なかった。そのため、アルプスの森(施設長：宇津慎史)は、警察や消防、支援学校の先生方、他の福祉関係の方々、保護者の方々が捜索方法を決定する為に用いた重要な情報がどのような情報であったのかを理解できていないと遺族は考えている。

そのように遺族が考えている理由は、誤った解釈をもとに、事故報告書や回答書を作成している傾向が多く認められ、そのためこれらアルプスの森（施設長：宇津慎史）が作成した文章に多くの矛盾点や疑問点を含んでいる事が確認できるからである。これらの矛盾点や疑問点に関しては、アルプスの森(施設長：宇津慎史)への対応を行いながら、公表できる時期に、逐次、ホームページにて公表させて頂こうと思う。

さらには、警察に行く時間が解らなかつたと記載しているが、この点も、アルプスの森(施設長：宇津慎史)側が嘘を記載しているところである。この嘘について、遺族側は以下の文章をアルプスの森（施設長：宇津慎史）に送っている。

吹田警察署への行く時間が不明だったと述べているが、まったくの誤りであり、ここでもまた虚偽記載を行っている。15時半頃に宇津雅美氏に当方から電話した時に、今、悠生君は吹田警察署にいる。土日を含まず（普段、週末では土日はドライアイス保存などで対応し、週明けに司法解剖を行う事が多い）司法解剖を今から準備してもらえることになった。今から阪大に行って直ぐに司法解剖をしてくれるので、19時半頃か遅くても21時には吹田署に戻ってくることにすると伝えている。すなわち、その当日中に司法解剖が行われることが解った時点である程度の時間が決定できていたので、この事を宇都雅美氏に伝えている。恐らく週末の司法解剖の対応状況を知らない為に記載した虚偽事項と思われる。

（質問書（令和5年3月16日付の回答書への返答）より一部抜）

従って、夜の何時に警察署に行く必要があるかに関して、既に当日の昼(15時半頃)の時点において、アルプスの森（施設長：宇津慎史）側に、およその時間帯を通知している。これに関してのアルプスの森（施設長：宇津慎史）側の返答は以下内容であった。

当社が夜の何時頃に吹田警察署に行けば良いのか判らなかつたと説明したことについて、まったくの偽りであると反論されております。

この点に関し、清水様は19時半頃か21時には吹田警察署に戻ってくることにすると伝えていたと反論されておりますが、仮にこれが事実であるとしても、戻ってくる時間だけで90分もの間隔があり、戻られた後、実際にいつ清水君とお目にかかれるのかは判りませんでした。

このような当時の事情を踏まえて、夜の何時頃に吹田警察署に行けば良いのか判らなかつたと説明したものであり、嘘ではないものと考えます。

質問書（令和5年7月7日付の回答書への返答）より一部抜）

従って夜の19時半頃から、21時には警察に戻ってくるので、警察署から連絡があれば直ぐにアルプスの森（施設長：宇津慎史）に連絡をするとの情報を与えていたが、この90分の間隔をアルプスの森（施設長：宇津慎史）としては許容することは出来ないと判断している。すなわち、この90分の間隔は、悠生君の両親との約束を土壇場で反故にするのに充分な理由になると、アルプスの森（施設長：宇津慎史）側は考えていることが解る。